

2021年6月7日

株主各位

住 所 東京都港区海岸一丁目7番1号  
会社名 ソフトバンク株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一  
(コード番号：9434 東証一部)

### 第35回定時株主総会「第1号議案 定款一部変更の件」に関する補足説明について

2021年6月22日開催予定の第35回定時株主総会に付議する「第1号議案 定款一部変更の件」に関し、下記のとおり、当社の見解を補足説明いたします。株主の皆さまにおかれましては、本議案に何卒ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

本議案の定款一部変更の件は、株主総会の開催方式の拡充を目的とするものです。本議案が承認可決され、定款変更の効力が生じた場合、当社の株主総会の開催方式として、現行のリアル株主総会<sup>(注1)</sup>やハイブリッド型バーチャル株主総会<sup>(注2)</sup>に加え、バーチャルオンリー株主総会<sup>(注3)</sup>が選択可能となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、ワクチン接種も進みつつありますが、変異株の拡大など引き続き予断を許さない状況にあると考えられます。また、新型コロナウイルス感染症以外にも、今後、新たな感染症パンデミックや、大地震などによる大規模災害の発生も懸念される状況であります。このような中、わが国においてはバーチャルオンリー株主総会を開催可能とするための「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」(第204回国会内閣提出法案第23号)が本年5月20日に衆議院本会議で可決され、本日時点では参議院において審議中であります。

こうした状況の下、当社といたしましては、緊急時対応や業務継続の観点を一義として、株主の皆さまが物理的な場所に参集することが困難な場合においても、株主総会を機動的に開催可能とするためバーチャルオンリー株主総会を選択可能とし、株主総会の開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、本議案を株主の皆さまにお諮りするものであります。加えて、バーチャルオンリー株主総会においては、このような緊急時対応や業務継続の観点に加え、遠隔地在住の株主さまが株主総会に出席しやすくなるなどのメリットがあるものと認識しております。

本議案は、平時におけるバーチャルオンリー株主総会の開催を想定するものではありません。また、株主の皆さまとの対話が特に必要となる場合において、物理的な場所での対話を希望する株主さまの利益を不当に害する目的で、バーチャルオンリー株主総会を開催することはありません。当社は、従前から株主総会において可能な限り多くの株主さまからのご質問・ご意見を頂戴する形での運営をしてまいりました。昨年の第34回定時株主総会では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当社初となるハイブリッド出席型バーチャル株

主総会<sup>(注4)</sup>での開催を余儀なくされましたが、インターネットを通じて出席された株主さまからのご質問も、時間の許す限りお受けし、結果として例年よりも多くの質問へ回答をさせていただきました。また、株主さまからのご質問・ご意見（事前質問を含む）につきましては、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等その公開に支障があるものを除き、当日ご回答ができなかったものも含めて、株主総会終了後、全て当社ウェブサイトにて公開をさせていただいております。この運営方針は、将来バーチャルオンリー株主総会を行うことになったとしても堅持する所存であります。

- (注) 1. 取締役や株主等が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会。
2. リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所にはない株主がインターネット等の手段を用いて出席、または審議等を確認・傍聴することができる株主総会。
3. 物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会。
4. リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所にはない株主がインターネット等の手段を用いて出席することができる株主総会で、当社では第34回定時株主総会で採用した方式。

以上